

特記仕様書(重要事項説明書)

工事名： 石和温泉駅入口交差点トイレ解体工事

工期： 契約日の翌日～令和8年10月9日

1. 施工条件明示事項について

当該工事の施工条件に関して、下記のとおり明示する。なお、下記の表に明示されていない事項及び明示の内容に疑義があるときは、発注者と協議するものとする。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始または完了の時期による影響	
	<input type="checkbox"/> 施工期間、施工時間及び施工方法の制限	
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議による施工条件	市、道路管理者(県)、工事関係者と必要に応じて協議を行う。
	<input type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 地元自治会等との打合せ協議	近隣住民及び、近隣施設へのチラシ配布、工事看板等により十分な周知をすること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 週休2日制について	本工事は笛吹市が指定する週休2日制適用工事であり、その取扱いに当たっては、次の運用のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・週休2日適用工事実施要領 (令和7年4月1日:笛吹市) ・営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定) (令和7年3月25日:国土交通省大臣官房営繕部) 【積算適用補正率・・・通勤の週休2日 労務費及び現場管理費の補正なし】
用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等に関する条件	
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置場用の民有地等の借地	
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
周辺環境・保全関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	近隣住民の生活に影響のないよう対策を講ずること。
	<input type="checkbox"/> 工事に伴う影響が懸念される場合(家屋調査等)	
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間に関すること	
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	作業範囲はバリケード等により関係者以外の者が容易に侵入しないよう徹底を図ること。
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事関係車両等の出入り制限対策	近隣施設の利用者等に対し、工事関係車両の出入り等については十分配慮すること。
	<input type="checkbox"/> 交通誘導員及び保安施設、保安要員の配置	
	<input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置	
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	
	<input type="checkbox"/> 一般道路の占用及び条件	
仮施設関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用もしくは兼用	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受入及び仮置場所までの距離、時間等の処分条件	
	<input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	国土交通省ホームページから「建設リサイクル報告様式」(EXCEL形式)をダウンロードし、データの入力を行い出力書式及び電子媒体(CD、DVD等)にて提出する。なお、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)を利用し入力することも可とする。

明示項目	明示事項		明示事項内容及び参考
工事関係支障	<input type="checkbox"/>	占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	
	<input type="checkbox"/>	本体工事との重複施工・重複箇所	
地盤係改良関	<input type="checkbox"/>	薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/>	その他の地盤改良の施工	
	<input type="checkbox"/>	周辺環境への調査	
その他	<input checked="" type="checkbox"/>	厳守事項	工事においては、信頼・品位を損なうような言動、行動を慎み誠実な対応を心がけること。
	<input type="checkbox"/>	工事現場発生品	
	<input type="checkbox"/>	支給材料及び貸与品	
	<input checked="" type="checkbox"/>	工事用水、電力等の指定	工事用水は無償(使用量に制限あり)とする。
	<input type="checkbox"/>	異業種間の調整	
	<input type="checkbox"/>	その他	

2. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日国総建第315号)三に基づき、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間として、下記のとおり実施するものとする。

①現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結の日の翌日から準備期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、発注者と協議の上、定めるものとする。

②専任を要しない期間の連絡体制、安全管理について

工事現場で実際、作業が行われていない期間においても、発注者との連絡体制の整備や必要に応じて現場の維持管理があることから、次の事項について打合せ協議簿で提出すること。

(1)電話等により確実に現場代理人又は主任技術者等と連絡が取れること

(2)緊急時(自然災害や事故等)に速やかに対応できる体制であること

専任を要しない期間であり、打合せ協議簿において協議した期間の途中であっても、上記について虚偽や抵触すると、専任を要しない期間を取消しするものとする。

③現場代理人の特例措置について

本工事において、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(国土建土161号平成23年11月)に基づき、現場着手が開始されるまでの間について、「安全管理や工程管理などの工事現場の運営・取締り等が困難なものでないこと」かつ「発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること」のいずれも満たす場合については常駐義務を緩和するものとする。ただし、緩和を可能とできる条件としては前記並びに、同指針(2)-ア～ウについて全てを満たすことが確認できる資料を打合せ協議簿等で提出すること。

3. 週休2日制について

1. 本工事は、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとし、月単位の週休2日については、受注者が工事着手前に発注者に対してに取り組む旨を協議したうえで工事を実施するものとする。なお、月単位の週休2日の取組の協議は、工事着手前に工事打合簿により行うものとする。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- ①「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
- ②「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- ③「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- ④「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ⑤「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- ⑥「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。また、現場休息日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受注者間の協議により変更できるものとする。
- ⑦「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、通期の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。

5. 通期の週休2日を前提に【補正なし（労務費及び現場管理費の補正なし）】予定価格を作成している。

なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整った場合については、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

6. 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。